

社会福祉法人 東京都社会福祉事業団
令和 6 年度臨時評議員会議事録

1 招集年月日

社会福祉法第 4 5 条の 9 第 1 0 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 1 8 3 条に基づき招集の手続を省略

2 開催日時

令和 7 年 3 月 2 8 日（金曜日）午後 1 時 0 0 分から午後 2 時 3 2 分まで

3 開催場所

社会福祉法人東京都社会福祉事業団事務局第一会議室

※W e b 会議システムによる出席者は、自宅・職場等の各会場から出席

4 出席者（※W e b 会議システムによる外部会場からの出席者）

(1) 評議員総数 1 0 名

出席評議員 7 名

評議員	横	堀	昌	子（※）	評議員	矢	嶋	里	絵（※）
評議員	湯	浅	克	己（※）	評議員	小	池		朗
評議員	宮	田	浩	明	評議員	齋	藤		豊
評議員	福	島	一	雄					

(2) 出席理事及び監事

理事長	山	岸	徳	男	業務執行理事	藤	井	麻	里子
監 事	齊	藤	一	紀（※）	監 事		石	村	光 代

5 議長

評議員 小 池 朗

6 議事録作成者

評議員	矢	嶋	里	絵	評議員	宮	田	浩	明
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

7 議 題

(1) 決議事項

第 1 号議案 理事の選任（案）について

(2) 報告事項

ア 社会福祉法人東京都社会福祉事業団定款細則等の一部改正について
イ 「事業団第Ⅲ期中期経営計画」について

ウ 令和7年度事業計画について

エ 令和7年度予算について

※ 以下の「8 議事の経過の要領及びその結果」における発言者は「出席者」と表記している。(理事長、業務執行理事及び監事の職責としての発言をした場合の監事を除く。)

8 議事の経過の要領及びその結果

(1) 決議事項

第1号議案 理事の選任（案）について

議長の求めに応じ、藤井業務執行理事から、議案書に従い説明があった。

その後、各評議員に対し、議長が質問・意見を募ったところ、特になかった。

そこで、第1号議案について、候補者ごとに決議を行った結果、全員の賛成により、以下の者が選任された。

理事 雲 田 孝 司

理事 渡 辺 和 美

(2) 報告事項

報告事項について、藤井業務執行理事及び事務局から、「社会福祉法人東京都社会福祉事業団定款細則等の一部改正」、「事業団第Ⅲ期中期経営計画」、「令和7年度事業計画書」及び「令和7年度予算書」について、説明を行った。

その後、議長が質問・意見を募ったところ、次の質問・意見があった。

- 出席者から、事業団の職員の採用数及び夜間体制をどのような体系で強化する計画かとの質問があり、事務局より、令和7年4月1日付の新規採用職員のうち、福祉職は122名である。体制の強化は夜勤体制に限らず、七生福祉園成人部門の利用者の虚弱化及び高齢化の状況を踏まえ、各寮の職員の配置を増やすとの回答があった。
- 出席者から、法定後見制度が、民法の改正を中心に議論が出ているが、新たに策定された中期経営計画の中には入っているかとの質問があり、事務局より、後見人が本人の意思を代弁する形となる利用者がいることは認識しており、意思の尊重という部分に後見ということも含有しているとの回答があった。

さらに、参加者から、目標の中に施設機能を活用し、地域との共生を推進するとあるが、施設及び通所利用者も活用している温水プールを廃止することについて意見があり、山岸理事長から、園の利用者の利用を第一に考えており、プールの利用率を鑑み、他の形で地域の要望を伺い、対応していくことが地域に対する貢献という意味ではより大きいもの

だと考えている。また、限られた経費の中で、可能な限り園の利用者にも喜んでいただけるものにしていくことが判断の基準になっているとの回答があった。また、藤井業務執行理事から、施設機能を活用した地域の支援に関しては、通所、ショートステイの利用及び相談支援事業を実施しており、入所している方だけでなく、地域の障害者にも施設機能を活用して支援していく趣旨の記載をしているとの説明があった。

- 参加者から、第Ⅲ期中期経営計画の中で、児童の意見や意思を尊重したサービスの提供という記載があり、とても大切で、国レベルの政策でも推進が求められているが、強化する内容や具体的に検討されていることについて質問があり、事務局より、法制度等で強く打ち出されたことを踏まえ、一層職員が意識・強化し、利用者への意見聴取や意見交換等で合意されたニーズに基づくよう、本人の意見、意思を聞くことを意識した支援と、支援計画を作ることを記載している。また、措置延長についての児童への説明や本人の意見聴取、あるいは、グループホームの利用者への独り暮らしの希望の聴取など、本人の意見、意思を尊重することを丁寧に行っていくことを記載し、それに基づいて支援を行っていくとの回答があった。

さらに、参加者から、多くの新規採用をどう育成していくかがとても重要な課題である。必要な養育や支援を強化していくために、新任研修は基より、オン・ザ・ジョブ・トレーニングによる育成、日常のスーパービジョンや養育のバックアップ体制をどうとっていくかが重要であり、日常的な支援に加えて、さらに重点的な支援を行っていただきたいとの意見があった。

- 参加者から、中期経営計画では、子供の権利擁護と最善の利益の保証を尊重しながら作成されている。人材確保、育成、定着については、学生が就職し、現場で直面する課題もあるため、単に学校で学んできたことだけでなく、社会に出てから体験しながら学ぶ、リカレント教育の充実とリスキリングにより、働きながら身につけていくことが、職場や子供たちの支援に責任を持つという人材育成の要になる。

また、改正児童福祉法で、新たに国会に提出されている司法審査の導入や意見表明などを含め、28条にかかる親との面会の一時制限など、学ぶことが大事であるとの意見があった。

- 参加者から、中期経営計画の中で、障害者の地域等移行支援の実現に向けた取組を一層強化するとあるが、地域移行が進んでいない実態がある中で、具体策があったら教えていただきたいとの質問があり、事務局より、地域移行支援については、配置した地域移行支援担当を中心に更に積極的に実施していくという内容である。新たな取組ではないが、毎年度、移行の計画を立て、実現に向けて園を挙げて実施していく。重度、最重度の利用者の地域移行が難しい中で、地域の様々な福祉サービスを

活用しながら、地域でのグループホームや独り暮らしを実現することを重要な取組として、さらに力を入れていきたいとの回答があった。

さらに、参加者から、地域における子育て家庭等を支援するとあるが、障害のある成人の方の家族支援について、今回の計画の中に入っているかとの質問があり、藤井業務執行理事より、地域の障害者のいる家庭に対する支援としては、施設機能を活用したショートステイや通所受入れを行っている。また、障害者支援施設においては相談事業も行うなどの支援を行っているとの回答があった。

また、事務局から、施設機能を活用した地域との共生の推進として、子育て家庭等支援と、地域で暮らす障害者、障害児を支援という二つの区分で記載しており、その中に包含されているとの回答があった。

- 参加者から、障害者の家族支援は生活介護のみの記載となっているが、地域で在宅生活される方の支援の中心は相談支援で行い、相談の中で必要がある場合に、生活介護やショートステイの利用、生活の場としてグループホームの利用という流れがわかるような記載になるとわかりやすい。子育て家庭の支援は明記されているが、障害のある成人の家族支援は通所のことが記載されている。日中活動の場をつくることは以前より続いているが、年齢を重ね、家庭で生活することが難しくなり、入所施設を選択する方がいるため、その手前で生活を支えるための相談支援を活用できるよう記載に加えると、より意図が伝わりやすくなるとの意見があった。

以上、議長は議事がすべて終了した旨を告げ、午後２時３２分に閉会した。